

ガス事業法に基づく消費機器に関する周知・調査及び漏えい検査に係る  
特例承認について

令和2年4月10日  
経済産業省産業保安グループ  
ガス安全室

ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「施行規則」という。）第197条第1項第2号ただし書、第200条第1項第1号ただし書、ガス工作物の技術基準の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号。以下「技省令」という。）第51条第1項第3号、第2項第5号、第3項第5号の規定に基づく特例承認については下記のとおりとします。

記

1. 措置を適用する条件

- ・ ガス事業者が需要家関連保安業務について計画通りの業務実施が困難と判断した際に、「消費機器周知・消費機器調査・漏えい検査特例承認申請書」を経済産業大臣又は所轄の産業保安監督部長へ申請を行い、承認を受けるものとする。
- ・ 措置の適用期間変更が必要になった場合は、都度、申請を行い、承認を受けるものとする。
- ・ 措置の申請対象は、業務を中断もしくは縮小した期間に業務実施を予定していた需要家を基本とする。
- ・ 承認後の消費機器周知、調査及び漏えい検査の実施が完了次第、報告すること。1年を超える場合、進捗状況を1年に1回報告すること。

2. 措置項目

項目	内容
1) 消費機器周知（施行規則第197条、但しガスの使用の申込みを受け付けた際に行うものを除く。）	① 法定満期の延長 ② 基準日の運用
2) 消費機器調査（施行規則第200条第1項に定めるもの、但しガスの使用の申込みを受け付けた際に行うものを除く。）	① 法定満期の延長 ② 基準日の運用 ③ 調査対象の確認方法 ④ 訪問巡回回数の緩和
3) 漏えい検査（技省令第51条第1項、第2項、第3項）	① 法定満期の延長 ② 基準日の運用

### 3. 措置内容

1) 消費機器周知（施行規則第 197 条に定めるもの、但しガスの使用の申込みを受け付けた際に行うものを除く。）

①法定満期の延長

業務を中断した期間に業務実施を予定していた需要家を基本とし、「消費機器周知・消費機器調査・漏えい検査特例承認申請書」により承認を受けた期間、満期延長することを可とする。

②基準日の運用

基準日設定は効率的な周知を実現するためのものであり、周知実施日から施行規則第 197 条に定める周知の頻度を超えない範囲において次回周知の基準日を変更することができる。

2) 消費機器調査（施行規則第 200 条第 1 項に定めるもの、但しガスの使用の申込みを受け付けた際に行うものを除く。）

① 法定満期の延長

業務を中断した期間に業務実施を予定していた需要家を基本とし、「消費機器周知・消費機器調査・漏えい検査特例承認申請書」により承認を受けた期間、満期延長することを可とする。

② 基準日の運用

基準日設定は効率的な巡回を実現するためのものであり、調査実施日から施行規則第 200 条に定める調査の頻度を越えない範囲において次回調査の基準日を変更することができる。

③ 調査対象の確認方法

前回調査で法定調査対象機器がないことが確認されている需要家に対しては、問診などの方法で法定調査対象機器がないことを確認することを可とする。

④ 訪問巡回回数の緩和

不在の際は、複数回の訪問を不要とすることを可とする。なお、その際は、需要家から連絡があれば訪問する旨及び連絡先を記載したチラシを投函する、又は同様の内容を電話で連絡するものとする。

3) 漏えい検査（技省令第 51 条第 1 項、第 2 項、第 3 項）

①法定満期の延長

業務を中断した期間に業務実施を予定していた需要家を基本とし、「消費機器周知・消費機器調査・漏えい検査特例承認申請書」により承認を受けた期間、満期延長する

ことを可とする。

②基準日の運用

基準日設定は効率的な巡回を実現するためのものであり、検査実施日から技省令第51条に定める検査の頻度を越えない範囲において次回検査の基準日を変更することができる。

以上

消費機器周知・消費機器調査・漏えい検査特例承認申請書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印

ガス事業法施行規則第 197 条若しくは（及び）第 200 条又は（並びに）ガス工作物の技術上の基準を定める省令第 51 条）の規定による承認であつて特例措置を受けたいので申請します。

措置を受ける期間	
承認を受けようとする需要家数（又は範囲）	
特例措置の内容及び受けなければならない特別の理由	

- 備考 1 措置を受ける期間の変更が必要になった場合は、改めて申請を行い、承認を受けること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

消費機器周知・消費機器調査・漏えい検査特例承認申請書（記入例1）

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印

ガス事業法施行規則第 197 条若しくは（及び）第 200 条又は（並びに）ガス工作物の技術上の基準を定める省令第 51 条）の規定による承認であつて特例措置を受けたいので申請します。

措置を受ける期間	2020 年 4 月 13 日から 2021 年 4 月 12 日まで
承認を受けようとする需要家数（又は範囲）	〇〇〇,〇〇〇
特例措置の内容及び受けなければならない特別の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020 年 4 月 8 日の緊急事態宣言の発令を受け、需要家から新型コロナウイルス感染を懸念し、定期保安点検を拒否するお申し出が増えている。また、事業継続計画（BCP）における原料製造、緊急保安等の重要業務に注力するため、定期保安点検業務を含むその他業務を従来通り実施することが困難になっている。</li> <li>・ 当社として、定期保安点検業務を継続することは困難と判断し、2020 年 4 月 13 日から 2020 年 5 月 6 日までの間、定期保安点検業務を中断したく、当該期間中に定期保安点検を予定していた需要家について、措置の適用申請を行う。</li> <li>・ 業務中断期間（24 日）分の業務を、業務再開後に平常業務に加え実施する必要があるが、一時的な負荷増のため、新規に要員を採用することができない。また、定期保安点検業務は専門技能が必要な有資格作業であり、通常の業務量に応じて要員を配置しているため、作業人員が限られている。通常の計画巡回分に加えて、夜間残業もしくは休日出勤による対応が必要だが、お客様敷地内に入る業務であるため、夜間はお客様都合もあり訪問が受け入れられない場合が多く、休日勤務を中心に業務を実施する。</li> <li>・ 業務を行う協力企業との契約条件等を踏まえると、休日勤務は 2 日/月が限度であり、中断した 24 日分の業務を実施するには、12 か月必要なため、措置を受ける期間を 1 年間として申請を行う。</li> <li>・ なお、感染予防への国民感情の高まりや、需要家およびガス事業関係者の安全確保とウイルス感染拡大防止の観点から、前回調査で法定調査対象機器がない場合、法定調査対象機器の有無を問診により確認し、調査対象がない場合はお客様と面対せずに調査を完了する。</li> </ul>

- 備考
- 1 措置を受ける期間の変更が必要になった場合は、改めて申請を行い、承認を受けること。
  - 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
  - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

消費機器周知・消費機器調査・漏えい検査特例承認申請書（記入例2）

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印

ガス事業法施行規則第 197 条若しくは（及び）第 200 条又は（並びに）ガス工作物の技術上の基準を定める省令第 51 条）の規定による承認であつて特例措置を受けたいので申請します。

措置を受ける期間	2020 年 4 月 13 日から 2024 年 8 月 6 日まで
承認を受けようとする需要家数（又は範囲）	〇,〇〇〇,〇〇〇
特例措置の内容及び受けなければならない特別の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2020 年 4 月 8 日の緊急事態宣言の発令を受け、需要家から新型コロナウイルス感染を懸念し、定期保安点検を拒否するお申し出が増えている。また、事業継続計画（BCP）における原料製造、緊急保安等の重要業務に注力するため、定期保安点検業務を含むその他業務を従来通り実施することが困難になっている。</li> <li>・ 当社として、定期保安点検業務を継続することは困難と判断し、2020 年 4 月 13 日から 2020 年 5 月 6 日までの間、定期保安点検業務を中断したく、全需要家について、措置の適用申請を行う。</li> <li>・ 業務中断期間（24 日）分の業務を、業務再開後に平常業務に加えて実施するのは要員の確保上、困難なため、全ての需要家の点検時期を延長する。</li> <li>・ 全ての需要家の点検時期延長のためのシステム改修対応に、約 3 か月必要なため、措置を受ける期間を 24 日に 3 か月を加えた期間として申請を行う。</li> </ul>

- 備考
- 1 措置を受ける期間の変更が必要になった場合は、改めて申請を行い、承認を受けること。
  - 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
  - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。